

民事裁判を提起・遂行する権利再考

——民事訴訟のIT化の中で片山智彦説を想う

——『司法権・憲法訴訟論』補遺（5）

君 塚 正 臣

はじめに

日本国憲法 32 条は「裁判を受ける権利」を保障する。筆者は、同条が「訴訟を提起する権利」ではなく「裁判を受ける権利」とある文言上の理由もさりながら、憲法 31 条以下が刑事手続の特別則であってその一部であることなどから、本条は特に刑事手続に向けてのものであって、民事・行政訴訟手続の適正は、主に 76 条の司法権の定義に関わる問題であると論じてきた¹⁾。このことは、死刑宣告に関して特段の厳格な手続が要求されることを展開して²⁾、32 条が基本的には専ら、適正な「裁判なくして刑罰なし」を定めていることは確信に変わったと言ってよい。方向性が異なり、かつ、多分に司法審査基準なども異なる刑事裁判と民事・行政裁判の保障を同一条文に抱えることは、法解釈として無理があるものであり、だからと言って、戦前から、そして戦後も多くの問題を抱える刑事裁判の適正の問題を別条に飛ばし、32 条を民事・行政裁判に特化して守備範囲を別方向で明らかにすべきとする主張³⁾にも賛同できないものがある。

「憲法学界において裁判を受ける権利を熱心に研究してきた片山智彦は」⁴⁾、「裁判を受ける権利は、憲法の定める司法のすがたを権利の領域に投影する鏡である」⁵⁾というところから論

証を始めており、筆者の 32 条解釈に賛成できないであろう。残念ながら、その意思を確認する機会は 2019 年 3 月をもって失われた。他方、それでも、「片山の研究の内実は、」拙説「の立場でも十二分に生かされ」⁶⁾と思われ、片山の研究の意味は失われるべきではない。「民事・行政裁判を裁判所に起こせることは憲法 76 条の結果とすべきであるが、憲法が、刑事訴訟法や刑法の定めに従って『刑事』を切り分けるものではない以上、人権を規制し、自由を奪い財産を剥奪する国家の最終決定の場面では 31 条以下の規定も準用される、と解すれば足りる」⁷⁾ 筈であるが、このことはまだ展開してこなかった。本稿は、片山説の確認をしつつ、このことを確認することをまずは目的とする。

ところで今や、民事裁判では IT 化が順次進行中である⁸⁾。その IT 化は一方で民事裁判へのアクセスを容易にし、「訴訟を提起する権利」の行使を容易にするかもしれないが、他方で、訴訟当事者、特にそれに不慣れな一般人が有する確かな防御の機会を、気付かぬ間に失わせてしまう危険はないか、注意を要する。この意味で、片山が生涯を賭けた「裁判を受ける権利」の実質が時代進行の中でも守られるのかについても凝視する必要がある。これを検証し、本稿の立場によってもそれが擁護できるのかを確認することも検討することとしたい。

1 片山智彦「裁判を受ける権利」論とその評価

片山智彦の思いは、戦後始まった「かつての『裁判を受ける権利』論は、『裁判拒絶の禁止』の形式的理解（「訴訟法の留保」という点でも『裁判』の内容と手続に対する（とりわけ、民事事件および行政事件における）関心の不足という点においても限界を有する」⁹⁾との指摘と、「憲法と憲法論が、司法制度にとって異質なものである」という法学者と法曹の感覚が、未だ完全には失われていない¹⁰⁾というあたりが起点に思える。これを乗り越えねばならないとする思いから、「憲法が最高法規である以上、憲法に違反する訴訟法の規定は無効である」¹¹⁾として、言わば民事訴訟の憲法化の議論を進める。

片山が、「憲法32条」について、「①司法制度の設計の規準、②訴訟法の規定の合憲性の判断基準、③訴訟法の規定の解釈適用の規準、④裁判所または裁判官の権限の根拠、という複合的な機能」¹²⁾の根拠とするのであるが、筆者は、同条は基本的には刑事訴訟についての根拠条文であって、民事・行政裁判のそれは原則として76条である点で見解を異にする。片山説は、寧ろ、刑事裁判については37条1項で「迅速な公開裁判を受ける権利」が保障されていることを理由に、32条を刑事裁判を受ける権利の根拠と「解すべき必然性はない」¹³⁾として、逆側の32条純化に向いている。あるいは、「32条は、民事、行政、刑事の各事件につき、裁判を受ける権利を包括的に保障した規定」と理解でき、そこでは三者の「性質の違いを認めないという趣旨ではない」¹⁴⁾という通説寄りの姿勢を示している。

これに対しては、戦前からの日本の刑事裁判の様々な問題点からして、まずは、刑罰の宣告の前に「裁判」が保障されること、手続の核心が「裁判」であること¹⁵⁾、それが無論、適正なものであるという自由権的保障が刑事裁判保障の一丁目一番地であって、根拠条文は憲法31条及び32条であるべきであり、37条は特に「迅

速な」裁判であるべきことを定めた特則であると理解できることなどから、疑問がある。そして、権利が剥奪されて初めて裁判を提起する民事事件の請求権的権利を、憲法32条に同時に読み込むことは無理があるように思える。また、刑事「裁判を受ける権利」が後方に控える各論的個別条項である37条を待つべきだとすることには、事の重大さに比例しない違和感がある。そして、32条が、刑事手続条項の中に、突如として民事・行政裁判に関する条項としてそり立ち、司法審査基準なども周辺条文とは異なる結果になるということにも違和感がある。民事裁判を提起する権利を手厚く保障すべきとの思いは理解できるが、そのために刑事裁判を受ける権利の保障を軽く扱うことについては、本末転倒だとの思いが筆者にはある。片山が、刑事裁判を受ける権利は自由権であり、民事・行政裁判のそれは「受益権（国務請求権）としての裁判請求権が保障される」ものだが、これまで「両者の違いはあまり意識されていない」としてきたとする¹⁶⁾のであれば、根拠条文を違える主張を明快に貫くべきではなかったか。加えて、「刑事裁判を受ける権利は、憲法32条により保障され、31条および33条ないし40条の規定」が「32条の『特別法』の性格をもつと解すべき」という構造だと理解する¹⁷⁾のであれば——31条を32条の特別法とする理解は逆であるべきだと思われるが——、32条をまさに刑事裁判を受ける自由権的権利と解するべきであつたらう。32条の意味が刑事裁判と民事・行政裁判とで同じではないとするのであれば、片山の理解では、33条以下も同じではないことになるが、そのままでは同じ文言が複線的な意味を持つことになり、文言や立法者意思、歴史を重視した片山の立場との間に齟齬をきたさないかも疑問である。司法権の範囲と「裁判を受ける権利」を一致させない学説¹⁸⁾では、「司法権」に留まらない「裁判」を捻出するか、「司法権」に満たない権利しか保障しない結果を招くため、適切ではなく、今後も有力になるもの

とは思えないが、片山もこれに批判的である点で筆者と同意見のようである¹⁹⁾。だとすれば、民事裁判を提起する権利は憲法76条に委ねても何ら問題がないように思えるほか、32条を一点突破的に頼る限り、かえってその独自の権利内容の具体化も果たせない危惧もあるということになりはしないか、疑問である。

ただ、片山の主張する内容は、根拠条文を違えても、憲法の保障すべきものであるということであって、「裁判官は、司法制度の適正さに関する憲法上の規準を明らかにするよう努めるとともに、その規準を訴訟運営に際し考慮することを憲法上義務づけられている」²⁰⁾ ことに関しては同感である。憲法が「訴訟基本法」であり、様々「諸規定の集合が、特定の目的の下で体系的に整序された法規範（いわば「部分法典」と見なされるべき）であり、「それぞれ憲法上の司法制度の一部を構成するものとして体系的に整序することが可能である」²¹⁾、即ち、憲法が民事訴訟法などの下位法令を拘束すること、基本的には民事訴訟手続の憲法的意味を考えるべきことは明らかなのである。そして、裁判所が、単に民事裁判の提起を受理するばかりではなく、その適切なる手続を示唆するという意味で、33条以下の「刑事裁判に関する規定が、民事裁判を受ける権利と行政裁判を受ける権利の理解にも一定の意義を有することが看過されてはならない」²²⁾ という限りにおいては、同感であると言っておきたい。憲法具体化法という表現は、一部行政法学者の専売特許であろう筈がない。原則、全法令である。他面、法令の解釈の全部を憲法が決めるわけでもなく、拘束するに留まる点には留意がある。片山が、婚姻費用負担分担請求に関する特別抗告事件の決定²³⁾ について、最高裁が「原審の手続の不備に強い違和感を感じ」ながら、「この違和感を憲法に結びつけていない」²⁴⁾、「原審決定を非訟事件の決定として憲法32条の保護領域から除いているのであるから、むしろ、憲法31条を違憲審査基準とする違憲審査が求められる」²⁵⁾ として

憲法判断を求めていることには、共感できるものがある。

では、訴えの提起に始まる民事・行政裁判において、様々な憲法上の諸権利が保障されるとすれば、単に、憲法76条の司法権概念保障という説明では足りないものとして何を保障しているのか。それはまさに、「『法律上の裁判官』の保障、公開・対審・判決の保障、審尋請求権、公正手続請求権、実効的権利保護請求権、適時審判の原則、訴訟上の武器平等など」²⁶⁾ が争点なのであろう。この点について、片山はまず、「公平な裁判所に救済を求める権利」があり、「『法律上の裁判官』の保障の問題は、裁判組織の問題である」とする²⁷⁾。しかし、これは、片山が述べているように、「一つには、司法権が最高裁と法律の規定により設置される下級裁判所以外に付与されないことは憲法76条1項に照らして当然」で²⁸⁾あり、それに尽きるように思える。「出訴の保障」の肝要さもその通りである²⁹⁾が、76条以下が当然に保障すると考えれば足りる。片山は、「憲法32条が、法律上非訟事件とされるすべての事件について裁判を受ける権利を保障していると解することはできない」とし、「最高裁の司法権の理解や訴訟事件の定義は、狭すぎる」と述べている³⁰⁾が、やはりそれが憲法76条の「司法」の定義の問題である。最高法規である憲法の保障する司法権の定義に見合う訴訟を提起する権利を保障することは、法律（民事訴訟法など）上「訴訟」か「非訟」かに拘らず、憲法76条の定義や解釈によって決まる問題である³¹⁾。

片山は、「裁判を受ける権利の保障は、単なる『裁判拒絶の禁止』ではなく、手続保障を含む」³²⁾とする。公開、対審、判決の保障は、刑事訴訟も含めて、当然に憲法の保障するところだと言ってよかろう。このことは憲法82条が保障するものと言ってよい³³⁾。あるいは、76条の「司法」の本質として保障されているものと言っても過言ではない。行政裁判を中心とする、判決の実効的権利保障請求権³⁴⁾についても、

同様に思える。そして、憲法17条の国家賠償請求権はこれらの特別法的地位を有する³⁵⁾。片山は、「ドイツ基本法19条4項を、行政機関や裁判所の行為の適法性の中立的な第三者による審査の保障とみれば、裁判に対して、別の裁判所への不服申立ての機会を1回保障すれば充分」ではないか³⁶⁾とする解釈に示唆を受け、日本でも上訴の権利は、裁判に誤謬があり得ない以上、他の裁判所に対する不服申立権はあり、少なくとも1回認められれば憲法上の要請を満たす³⁷⁾とし、「原裁判所が抗告の許否を決するという抗告許可の手續それ自体についても、手續の公正さについての疑念が示されているが、最高裁が抗告の許否を判断する制度をとった場合には最高裁の負担がかなり重くなることも考えれば、結局のところ、この点からも、民事訴訟法337条が憲法32条に反すると断定することはできない」、「実効的権利保護という面からも、許可抗告制度が違憲であるとはいえない」とする³⁸⁾。ただ、これもまた、裁判所の階層構造を要求している憲法76条と、同条の規定する「司法」の性格から、保障されていると解することができるように思われる。

ところが、民事裁判の対審においてどのような手續を要求すべきかについては、82条の文言だけでは具体的なものを導きにくい。試金石となるものとして審尋請求権がある。片山は、「憲法32条における手續保障は、『個人の尊重』原理と手續に対する法治主義の要請を基盤として考えるべきであり、裁判を受ける権利は、審尋請求権を含むと解すべきである」³⁹⁾とするが、32条は刑事裁判を受ける権利（「裁判なくして刑罰なし」）を保障するとする立場からすれば、32条を直接、民事・行政裁判の審尋請求権保障条文とすることはできない。また、「裁判を受ける権利」を根拠にすれば「司法」権を根拠にするより具体化できる、というわけでもない。また、ドイツでは「原則として裁判に先だって、事案の事実上および法律上の観点について陳述しうることをその内容とする」⁴⁰⁾と説明してい

るが、日本国憲法上、そのままの内容であるかどうかは微妙である。憲法37条は、刑事裁判における証人尋問権を保障しているが、民事裁判においても、敗訴すれば権利剥奪が規範力を有して確定するという事情を勘案すれば、そこでの保障を準用することは可能であり、32条を根拠とするより33条以下の個別条項を準用する方が、より具体的な権利保障に寄与するというとも言い得るように思われる。この場合、訴訟手續を尽くした結果、刑罰、最も重い場合生命の剥奪もあり得る刑事手續と、訴訟の提起から和解まで自己決定に委ねられている民事裁判とを同じに扱うことはできず、ここでは「適用」ではなく「準用」と表現することが相応しいように思われる。まさに、「法解釈についても、当事者の主体性が保障されるべきであること」⁴¹⁾を裏打ちするのは37条2項の記述であるように思われる。「適時審判の原則」⁴²⁾は、まさに37条1項を準用できよう。同様に、既判力は、76条以下から当然という説明もあり得るが、憲法39条の遡及処罰の禁止などを準用しても説明可能とも思われる。

基本的に民事裁判に関しては、守られるべき実体的権利が財産権などであるが故に、立法に多くを委ねた部分も多いのかもしれない。外務省の保有する行政文書の開示請求に係る不開示決定等の取消訴訟において、原告がインカメラ審理を求めたのに対し、最高裁が、「訴訟で用いられる証拠は当事者の吟味、弾劾の機会を経たものに限られることは、民事訴訟の基本原則である」などとして、明文規定がない限りそのような審理は許されないとしたことがある⁴³⁾。片山は、「不文の原則を楯にして、不文のインカメラ審理を許さない最高裁の姿勢は、いくらかアイロニカルである」⁴⁴⁾と批判した。片山は、「最高裁の違憲審査基準は非常に緩やかである」が、「憲法上の訴訟基本法が、司法制度の権利保護機能のコアを構造化して保障しようとしていると解するのであれば、少なくとも、この構造に関わる憲法上の制約はもう少し厳格なもの

と捉えるべきではなからうか⁴⁵⁾と述べるのであるが、そもそも、財産権を争うことを視座とすれば、実体的権利と手続的権利とで司法審査基準は連動せざるを得ず、一般的な民事手続に関する憲法原則の司法審査基準は緩やかとならざるを得ないため、寧ろ「司法」だからこそそれに相応しい手続を一般的には求めるべきものに思える。この意味でも、民事裁判の手続的権利の基幹的根拠条文は憲法76条とすべきように思える⁴⁶⁾。「司法」の章の82条1項が定める裁判の公開が民事・行政・刑事の各裁判に共通するものと理解できることと、32条の位置関係を同じと捉えることはできない。片山が問題ありと指摘した最高裁決定は、行政手続の適正の延長にあり、民間団体の情報ではなく、行政機関の情報の公開が、およそいかなる手続によっても審理できないという点に問題があったと言うべきであろう⁴⁷⁾。

このように考えてくると、やはり、民事訴訟の提起や、大半の攻撃・防御などの基本的な権利は憲法の保障するところだ、というのが実感である。このことを憲法学の立場から明言した点で片山説の意義は大きい。筆者はその根拠を憲法32条ではなく、76条と32条以下の準用であると考えたものの、片山の検討した中身は継承するに値する。各基本法令を憲法化——憲法に基づく正当化を適切に行い、違憲の法文と法解釈を排除すること——は極めて重要であり、それを民事訴訟にも及ぼすことは勿論重要だからである。なお、片山は必ずしも明言はしていないが、判決に至らず、訴えの取下げ、和解、調停、斡旋などにより決着を見る場合でも、憲法76条以下により、「司法」らしい手続が担保されるべきであることを付言しておきたい。

2 民事訴訟のIT化と「裁判を受ける権利」

民事訴訟分野にもIT化の波が押し寄せている。このことが「司法」の充実——片山説に従えば、「裁判を受ける権利」の進展——に寄与するのか、あるいは^{ないがし}蔑ろにされている面はな

いのか、考察してみたい。

書面に支配された感のあった日本の民事訴訟は、1996年の民事訴訟法改正によって電話会議（170条3項）や証人尋問におけるテレビ会議（204条）の活用が開始されたあたりで、漸くIT化の兆しが見られるようになった。最高裁は1999年度中に民事裁判事務処理のシステム化の開発作業に着手し、全ての高裁・地裁の立会書記官に相当数のパソコンを配布した⁴⁸⁾。大阪地裁の「パソコン実験部」と言われていた第三民事部が様々な提案を行い、「情報技術によって」「無駄な事務を削減し、同時に内容の充実した審理を実現」⁴⁹⁾しようとした。基本となるパソコンソフトも一太郎、Excel、Accessなどで裁判所内では統一され⁵⁰⁾、これが裁判のIT化の基盤となった。現在では驚くことでもないが⁵¹⁾、パソコンのネットワーク化により、裁判官又は裁判所職員が途中まで書いた文書を相互に利用できるようになったことも大きかった⁵²⁾。新件入力過程で「書記官の訴状審査・争点整理能力の向上」⁵³⁾、債務名義作成の効率化、判決起案の効率化など⁵⁴⁾の副産物を得ている。「期日進行管理プログラム」の活用による、蓄積データの利用もあった⁵⁵⁾。このことは期せずして、裁判官の転勤に伴う不都合の解消にも役立った⁵⁶⁾。地味ながら、このような基礎的な作業が下地にあったことは見逃せない。

2001年の司法制度改革審議会意見書は「II 国民の期待に応える司法制度」の中で様々な改革提言を行っているが、IT技術に関しても、「訴訟手続等における情報通信技術の積極的利用を一層推進」し、「裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面において、データベース、インターネット等の情報通信技術を更に積極的に導入し、活用し、インターネットによる訴訟関係書類の提出・交換などについても検討すべき」ことを求めている⁵⁷⁾。だが、その冒頭は、当時、まだ「各裁判所において」「各裁判官・職員へのパソコンの配備、裁判部単位でのネットワークにおける記述進行管理情報

の共有」などを「進めてきた」段階であったことを吐露している。情報技術の導入に熱心な弁護士事務所と、経営に余裕がなく、そうでない個人事務所との格差も大きかった⁵⁸⁾。民事訴訟法学界でも、漸くIT導入の研究が始まったばかりと言ってよかった⁵⁹⁾。日本の司法手続のIT化は遅れ、OECD加盟国中、日本は「裁判手続の質の指標」のうち「事件管理」と「裁判の自動化」の評価が大変低く、ビジネス環境ランキングを下げる結果になっていることが指摘されている⁶⁰⁾。法制度がITを予定していないことや、実務慣行などが障壁となっていた⁶¹⁾。日本では、年間訴訟件数から見て、司法が過重負担に陥っていることが問題となっているわけではなく⁶²⁾、要は、日本の民事裁判が書面主義・対面主義に偏っていることが問題視されてきたのである。併せて、法学部におけるデジタルディバイド教育の不足は指摘されており⁶³⁾、その後の法科大学院教育でも十分解消されていないように見える。このような状況の中、2004年には、民事訴訟における一部の申立てについて、オンライン申立て等が可能になり（民事訴訟法132条の10ほか）、2006年には支払催促手続についてオンライン手続を可能にする催促手続オンラインシステムが導入された（同法397条以下）⁶⁴⁾。しかし、その件数が少なく、2009年3月で運用が停止され、紙の手続に戻った⁶⁵⁾。結果、「たとえ自分の事件の訴訟記録を閲覧するためであっても、わざわざ裁判所に赴き、閲覧申請を行い、また紙媒体を有料でコピーすることでしか、その謄本を得ることができず⁶⁶⁾、「裁判所は、裁判所内のネットワークを外部のネットワーク、とりわけインターネットと接続することに、非常に消極的であ」って⁶⁷⁾、「日本は、」平成「後半期にはIT後進国へ転落していった⁶⁸⁾」のであり、「公開性や透明性が乏し」く、「憲法等が予定する民事訴訟とはほど遠い」状態が続いた⁶⁹⁾のである。

この状況は2017年に大きく変わる。6月に「未来投資戦略2017」が閣議決定され、そこ

では、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため」、「裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る」ことが謳われた⁷⁰⁾。同年12月から2018年3月の間、最高裁事務総局の企画により、裁判のIT化に伴う民事訴訟における実践を検討するための模擬裁判が行われた⁷¹⁾。それに先立つ2017年10月、内閣官房に有識者検討会として「裁判手続等のIT化検討会」が設置された。2018年3月には、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」が公表され、裁判のIT化は民事裁判手続から着手されることになった⁷²⁾。そのキーワードは訴状などの「e提出」、訴状・答弁書その他の準備書面や証拠等の電子情報にオンラインでアクセスできるという「e事件管理」、当事者等が裁判所に出廷しないでテレビ会議やウェブ会議を活用する「e法廷」である⁷³⁾。併せて、費用の支払いや訴状や判決書の相手方への送達電子化も検討されよう⁷⁴⁾。この取纏めを受け、2019年5月に公益社団法人商事法務に「民事裁判手続等IT化研究会」が設置され、その報告書が同年12月に出される⁷⁵⁾と、2020年2月には法務省の法制審議会において「民事訴訟法（IT化関係）部会」が設置された。そして同月からは、知財高裁と高裁所在地の8つの地方裁判所の民事裁判手続においてウェブ会議などのITツールを活用した争点整理手続が開始され、それは5月からは横浜、さいたま、千葉、京都、神戸の5地裁に拡大された⁷⁶⁾。「IT化研究会」報告書は、主張書面や書証をオンラインで裁判所に提出することを義務化する意向であり、判決書も電子データで作成されるなど、民事裁判のオンライン化を手続の最初から最後まで進めることを意図しているように見える⁷⁷⁾。法務省は、2021年度中に準備書面等をオンラインで提出する「フェーズ3」の先行実施をすとしており、訴状などの事件記録がデータとして作成、提出、保管される日も近いのである⁷⁸⁾。

このようなIT化によって、障害者が自宅な

どから民事裁判に参加し易くなり、音声認識などの補助手段を用いて主張し易くなる⁷⁹⁾などのメリットも考えられる一方、民事訴訟に関する憲法上の要請が一部守られなくなるのではないか、という懸念が生じる。訴訟には、弁論・証拠調べ・判決の言渡しは公開法廷で行う、公開主義の原則がある⁸⁰⁾。傍聴も認められるべきである。事実認定のための弁論の聴取や証拠調べは受審裁判所の裁判官が行わなければならないという直接主義の原則、審理における当事者・裁判所の訴訟行為は口頭で行わなければならないという口頭主義の原則もある⁸¹⁾。加えて、両当事者に平等に、事実や主張などの攻撃防御方法の提出機会を与えないといけないという双方審尋主義の原則があり⁸²⁾、これは片山が強調した点でもある。民事訴訟法91条1項は第三者による訴訟記録の閲覧・謄写を広く認めてきたが、記録が電子化されると、個人や企業の情報やプライバシー保護の観点から、オンラインでの広範な公開を続けてよいか、検討を要することとなる⁸³⁾。裁判のIT化により、これまで困難であった、少額多数被害者による訴訟⁸⁴⁾を総括して提起できる手続などの工夫ができ、被害者の救済に寄与できよう。誤った管轄に出訴した場合でも、ITにより円滑に手続を進めることも容易にできるのではないか。そして、倒産手続のIT化、裁判外紛争処理手続（ODR）のIT化も課題となっている⁸⁵⁾。

これらの原則や裁判所の対応は憲法上、76条の「司法」及び32条以下の準用——片山説によれば32条そのもの——によって保障されているものであり、その核心部分が侵害されることは許されない。単なる効率化ではなく、憲法の諸原則や憲法上の諸権利に寄与するものでなければならぬ⁸⁶⁾。司法制度改革審議会意見書に立ち戻れば、そこでは、国民の司法参加を実現すると共に、その中でIT化により、国民と司法の距離を縮め、「国民にわかりやすく利用しやすく頼りがいのある民事訴訟」過程の構築が志向されていたことを忘れるべきではな

い⁸⁷⁾。以上のうち、弁論の直接主義は裁判所当事者間のやりとりがウェブ会議等を用いることで実効的になり得るが、証拠調べの直接性は、確かに遠方や多忙の証人に尋問し易くなる⁸⁸⁾、遠隔地居住の鑑定人による口頭意見陳述（民事訴訟法215条）がウェブ会議等によってできる可能性がある⁸⁹⁾など、利点はあるものの、尋問において、直接、法廷で行うのと同じ環境を保障できず、技術的トラブルも含めて心証が得にくくなるなどの制約を受けるものと思われる⁹⁰⁾。裁判の公開原則があるので、1回は弁論を終結させるための口頭弁論は開かれなければならないが、当事者の映像がスクリーンに映し出され、それを傍聴できるなどであれば、公開原則は満たされる⁹¹⁾のか、慎重な検討が必要である。「公開」の実質が変化する可能性がある。現在でも、少額訴訟では、証人について、裁判所が相当と認め、かつ、当事者の申出があるときには、電話会議システムで尋問できるようになっている（民事訴訟法372条3項、民事訴訟規則226条）ほか、第1回口頭弁論期日での事前提出書面の擬制陳述（同法158条）、和解条項案の書面による受諾（同法264条）、裁判所等が定める和解（同法265条）、簡易裁判所での和解に代わる決定（同法275条の2）などが電子化による変化を受け得る⁹²⁾。こういった課題は、民事執行手続⁹³⁾や倒産手続⁹⁴⁾についても生じるものである。

特に、訴訟の専門家の加わらない本人訴訟の場合、IT化に対応できるかが問題である。訴訟の55.7%は原告・被告の少なくとも何れかが本人訴訟であり、簡易裁判所では9割以上がそうであるとされる⁹⁵⁾。ユビキタス社会であるならば、本来、弁護士などの専門家を通さずとも、「あらゆる人の目の前で実質的に保障されなければならない」⁹⁶⁾のかもしれない。しかし、「真に国民・市民に距離的にも経済的にも身近で、頼りになる法曹が満遍なく存在するようになったかと言えば、まだ、それには程遠い状況である」⁹⁷⁾中では、無機質なIT化の強制は切実な

問題を生じさせる。本人訴訟の当事者がIT機器やサービスを利用できる環境になく、その利用に十分に習熟していない可能性がある。マイナンバーカードの所持率はなお低く、これによる本人の認証が十分にできる態勢は整っていない⁹⁸⁾。普及率から考えると、本人訴訟で電子署名を求める段階でもない⁹⁹⁾。モバイル端末、パソコンの保有率は2017年度でそれぞれ94.8%、72.5%¹⁰⁰⁾などと高いが、インターネット利用率は80%強で頭打ちになっているほか、高齢者層や低所得者層では低くなっている¹⁰¹⁾。オンライン申請利用率70.2%でも登記では書面併用型を選択している¹⁰²⁾ことからすると、事務処理を煩雑にする弊害もある¹⁰³⁾が、当面、書面併用はやむを得まい。本人訴訟に関する限り、当面は紙媒体ベースの取扱いを維持するという必要があり、その場合に通常の手数料より高額の加算を行わないことなどが要求されそうである¹⁰⁴⁾。他面、裁判所への出頭が面倒なので代理人を選任しているケースがあるとすれば、本人訴訟は増加するとも考えられるのである¹⁰⁵⁾。2020年3月の「民事司法改革推進に関する関係府省庁連絡会議」による「民事司法制度改革の推進について」の解釈如何では、司法書士の本人訴訟支援が書面でしかできなくなる恐れも指摘されている¹⁰⁶⁾。

e提出、e事件管理については、電子メールアドレスを持たない当事者の書類提出、事件記録の閲覧・謄写など、こういった当事者への配慮が課題となるのに対し、e法廷については、もし、物理的に出頭することを禁じないのであれば、そのほかにウェブ会議等の利用を開く分、利便性が低下するわけではないということが言えよう¹⁰⁷⁾。地元の簡易裁判所にテレビ会議を行う設備を設置することから始めなければなるまい¹⁰⁸⁾。「送達費用や出頭費用等の経済的負担を利用者に負わすのは、経済的負担に堪えかねて提訴を断念するなどの弊害を生じされ」よう¹⁰⁹⁾。また、被告の送付先がオンラインレベルで常に判明しているとは限らず、送達は民事

訴訟のIT化の大きな障害となっている¹¹⁰⁾。外国所在の被告が十分に防御できないことも考え得る¹¹¹⁾。抜本的解決として、弁護士強制も視野に入っているようであるが、弁護士にもIT対応能力の乏しい者がおり、弁護士会などによるサポート体制の整備が求められる¹¹²⁾ものの、それも難しいとすれば、実質、高額な弁護士費用を払って大規模有名ローファームを頼まなければ民事裁判は起こせないことになるのではないかと、という不安は拭えない。逆に、ITに手慣れた人による濫訴の危険にも裁判所や相手方は備えなければならない¹¹³⁾。簡易裁判所の扱うものには、訴訟に近い数の支払催促(民事訴訟法382条以下)があり、手元不如意等の理由で請求権自体に争いが無いような場合、消滅時効などの理由で裁判を起こす手間を避けるもので、簡易裁判所書記官が、債権者の申立てにより債務者を審尋しないで(同法386条)支払催促を送達する制度に簡略化されている¹¹⁴⁾。それらの手段を実質的に確保しなくてはなるまい。解決すべき問題はいろいろあるのである。

このほか、情報をインターネット等でやり取りするとすると、なりすましや情報漏洩の危険が伴う¹¹⁵⁾。対して、電磁記録を確保し、確固たるものとしていくことが肝要である¹¹⁶⁾。韓国での実例を踏まえると¹¹⁷⁾、高額な請求を被告が一切争わないような事例では、一般訴訟に切り替えて本人確認をするようなことも考えるべきである。一方で、裁判の公開は必要である。将来、一般国民もインターネット環境に慣れたとき、判決公判などのオンライン公開は当然という状況が生まれようが、現在も度々議論される、全ての民事訴訟・非訟事件は、無名人同士の些細な訴えであっても、対審も含めて公開せねばならないかという問題が、大々的に議論される局面が生じるであろうことは予言しておきたい。因みに、ADRの利用¹¹⁸⁾においても、金融ADR、自動車製造物責任センター、国民生活センターなどで、遠隔地からスカイプや電話で手続ができるようになっており、アクセスが

格段に改善されている¹¹⁹⁾のであるから、類似の展開が予想できよう。

民事裁判のIT化は、渉外事案の迅速な処理、大企業間の紛争の円滑な対応などを意図していると思われる。無駄な手続が簡素化され、敷居が高いと称される裁判所が多くの人にとってアクセスが容易になることは望ましいが、その結果、皮肉にも多くの一般市民にとって「司法」が閉ざされたものとなり、憲法によるその実の実現が後退することは望ましいことではない。この問題は憲法の観点からも追跡すべきものでもあるし、行政訴訟のIT化に議論が進んだ場合でもそれは同じであろう。その意味では、IT弱者が簡易裁判所で行う本人訴訟が十分可能かということがメルクマールになると思われる。反対当事者とその証人に対し、直接尋問する権利は重要である。テレビ尋問によって、前後左右から人証を観察できるならば、情報量が拡大し、事実認定の適正化に繋がるとの指摘¹²⁰⁾もある。不当な訴訟援助者が指図することも、それによって阻止できよう。現在の交互面接方式の和解協議が中心の「弁論準備兼和解」で争点整理を行うなど、口頭弁論を軸とする対審、双方審尋主義が望ましいという観点からは疑義があったところであるが、オンライン審理によって、かえって「対席」による口頭主義の審理が深まる可能性もあるのである¹²¹⁾。要は、「司法」であり、その実質を得ることが国民に確保されているかが鍵となろう。

おわりに

民事・行政裁判のIT化は、国民にとっての「司法」の充実でなければならない。片山は、これにも「裁判をうける権利」の充実などとして憲法論を展開したであろう。立論は兎も角、実質的には筆者も同じ^{きき}思いである。外圧や経済界の要請に押されて、細やかな訴えが事実上できなくなるような「改革」は適切ではない。それに留まらず、実質的な権利剥奪であれば、参政権についての在宅投票制度などでの議論と同

様、憲法違反の疑いもある。忘れがちなのであろうが、憲法を踏まえての議論を望みたい。

近未来の話にも思えるが、IT化が進み、オンライン裁判が普通のこととなったとき、裁判所は必ずしも全国に限らず配置する必要がなくなる、少なくとも、裁判官、特に離島や山間部に簡易裁判所判事を配置する必要がなくなるという議論が生まれそうな予感もないではない。しかし、裁判が「法の支配」の具現化であり、抽象的・理論的なものである反面、具体的解決を求められる、生活実感から切り離せないものであることに鑑みると、究極の形として、生涯を東京や大阪の官舎で暮らす裁判官で構わない、という帰結には危惧を覚える¹²²⁾。また、本来、当事者が一つの法廷に集まり、攻撃・防御を尽くし、時には和解に至るのが「裁判」というものなのではなかろうか¹²³⁾。議会が、議員が物理的に集まってこそ、であることと類似する。他方、そうであれば、全員の出廷は困難であることを踏まえて日本で進化(?)してきた書面の重視も、オンライン動画で決着させるならば、少額訴訟などを中心に、口頭主義に大きく転換する要素を持っている。それは或いは裁判の実化なのかもしれない。極限の形としては、録画が残れば、書面は不当となり、録画をもって上訴審も対応すればよいという姿か¹²⁴⁾。関連して、控訴審判決の中には原審のどこをどう改めるとする雛形のもが目立つが、判決書をタイプ打ちした時代に記述量を最小限にした名残であって、通して読んで一般人に理解し難いことが多い。電子データが使える今日、改善の余地があるように思える。IT化はこのような形式面も含め、今まで不可能であったことを可能にし、民事訴訟の姿を変える要因となり得よう。より活性化していない行政訴訟の改革も忘れてはなるまい。

同時に、裁判のIT化は、法学部や法科大学院の教育も変えるであろう¹²⁵⁾。文学部の隣で文献学、という意識はもう脱すべきである。また、使用人口の少ない言語の法廷通訳人不足

が少ない問題がある¹²⁶⁾ところ、電磁化によって解決できる可能性もある。「ただ単に『紙や人をデータやシステムに置き換えた』というだけのことになってしまう¹²⁷⁾ということは避けなければならない。振り返って、片山の主張してきた、裁判上の権利の憲法実質化を訴訟関係者が十分に理解してきたかは、裁判のIT化が模擬試験となる予感である。効率化も大事であるが、憲法上の諸原則が侵されない法改革を強く望んでおきたい。

注

- 1) 君塚正臣『司法権・憲法訴訟論上』第5章(法律文化社, 2018) 参照。
- 2) 君塚正臣「刑事法学における死刑論議—團藤重光を中心に」横浜国際社会科学研究所 25巻2号1頁(2020), 同「死刑合憲性論の再考—憲法14・31・36条適用違憲の可能性」同3号1頁(2021)。
- 3) 松井茂記『裁判を受ける権利』310-311頁(日本評論社, 1993)。
- 4) 君塚前掲註1) 書第5章229頁。
- 5) 片山智彦『裁判を受ける権利と司法制度』11頁(大阪大学出版会, 2007)。
- 6) 君塚前掲註1) 書第5章240頁。
- 7) 同上第5章241頁。
- 8) 行政訴訟のIT化は、民事訴訟のそれを踏まえてのことであり、刑事訴訟については特段の検討が始まった様子ではない。実際、「行政(刑事)訴訟(裁判)」「IT」で検索しても、2020年11月現在、これという文献は見当たらない。佐藤健=西貝吉見「刑事訴訟版のPROLEGの開発」人工知能学会全国大会論文集JSAI2019(0), 4E3OS7b05-4E3OS7b05(2019)がこれに該当しようが、論理プログラミングが主テーマである。
- 9) 片山前掲註5) 書11頁。
- 10) 同上17頁。
- 11) 同上19頁。
- 12) 同上19頁。
- 13) 同上22頁。
- 14) 同上23頁。
- 15) 同上28頁も、多くの学説が「裁判を受ける権利に含まれる審尋請求権の根拠として憲法13条を援用している」ことを紹介しつつ、一般的な手続保障、「告知と聴聞」ばかりでは成り立たないとして、「憲法13条の手続保障の原則を訴訟手続において具現化するのが、裁判を受ける権利」であると述べており、刑事裁判に関する諸権利を憲法13条に追いやることもこの主張とは矛盾することを指摘しておく。
- 16) 同上24頁。
- 17) 同上27頁。
- 18) 高橋和之「司法制度の憲法的枠組」公法研究63号1頁(2001)。
- 19) 片山前掲註5) 書30-31頁。
- 20) 同上20頁。
- 21) 片山智彦「最高裁判所と裁判を受ける権利—憲法の機能の視点からの分析」龍谷法学44巻4号565頁, 573頁(2012)。
- 22) 片山前掲註5) 書27頁。
- 23) 最決平成20年5月8日判時2011号116頁。本件評釈には、山田文「判批」法学セミナー増刊『速報判例解説』3号153頁(2008), 園田賢治「判批」九大法政研究75巻3号115頁(2008), 垣内秀介「判批」ジュリスト臨時増刊1376号『平成20年度重要判例解説』155頁(2009), 宍戸常寿「判批」法学教室別冊342号『判例セレクト2008-1』11頁(2009), 本間靖規「判批」法律時報別冊『私法判例リマークス』38号126頁(2009), 川嶋四郎「判批」法学セミナー650号126頁(2009), 石田浩二「判批」別冊判例タイムズ25号『平成20年度主要民事判例解説』124頁(2009), 三木浩一「判批」慶大法学研究83巻10号84頁(2010), 佐瀬裕史「判批」高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選』[第4版]252頁(2010)などがある。このほか、赤坂幸一「裁判を受ける権利」月報司法書士519号30頁(2015)などもある。
- 24) 片山前掲註21) 論文568頁。
- 25) 同上577頁。
- 26) 片山前掲註5) 書41頁。
- 27) 同上42頁。
- 28) 同上43頁。
- 29) 同上44-45頁参照。
- 30) 同上45頁。
- 31) 君塚前掲註1) 書第2章参照。
- 32) 片山前掲註5) 書49頁。
- 33) 同上51頁は、「憲法82条の存在により、裁判の公開の保障が憲法上の司法制度の構成要素であると解されることから、同条で裁判の公開が保障される場合には、裁判を受ける権利は、公開裁判を受ける権利を含むと解すべきであろう」とするが、このような82条經由32条保障という迂遠な方法を採用する必要はなく、端的に82条が保障すると言えば十分なように思える。
- 34) 同上54頁参照。
- 35) 同上55頁。
- 36) 同上238頁。
- 37) 同上56頁。

- 38) 同上 254 頁。
- 39) 同上 52 頁。
- 40) 同上 141 頁。
- 41) 同上 52 頁。
- 42) 同上 56 頁参照。
- 43) 最決平成 21 年 1 月 15 日民集 63 卷 1 号 46 頁。
本件評釈には、鎌野真敬「判批」ジュリスト 1382 号 122 頁 (2009), 同「判批」法曹時報 62 卷 12 号 139 頁 (2010), 同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成 21 年度上』12 頁 (法曹会, 2012), 同「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例 7 平成 21-23 年』56 頁 (2014), 友岡史仁「判批」法学セミナー 654 号 127 頁 (2009), 北村和生「判批」法学セミナー増刊『速報判例解説』5 号 45 頁 (2009), 平野朝子「判批」法律のひろば 62 卷 10 号 62 頁 (2009), 森田明「判批」自由と正義 60 卷 8 号 44 頁 (2009), 同「判批」神奈川ロージャーナル 2 号 87 頁 (2009), 渡井理佳子「判批」季報情報公開・個人情報保護 34 号 28 頁 (2009), 安井英俊「判批」九大法政研究 76 卷 3 号 121 頁 (2009), 同「判批」福岡大学法学論叢 54 卷 2=3 号 75 頁 (2009), 小林伸一=北原靖和「判批」清和法学研究 16 卷 2 号 93 頁 (2009), 伊東俊明「判批」ジュリスト臨時増刊 1398 号『平成 21 年度重要判例解説』143 頁 (2010), 村上裕章「判批」法学教室 354 号別冊付録『判例セレクト 2009-2』6 頁 (2010), 川嶋四郎「判批」法学セミナー 668 号 130 頁 (2010), 佐賀義史「判批」別冊判例タイムズ 29 号『平成 21 年度主要民事判例解説』204 頁 (2010), 畠基晃「判批」立法と調査 306 号 90 頁 (2010), 大隈義和「判批」保健医療大学紀要 2 号 43 頁 (2010), 藤澤孝彦「判批」行政判例研究会編『行政関係判例解説平成 21 年』176 頁 (ぎょうせい, 2011), 佐藤優希「判批」志学館法学 12 号 23 頁 (2011), 井上禎男「判批」福岡大学法学論叢 57 卷 2 号 211 頁 (2012) 同「判批」宇賀克也ほか編『行政判例百選 I』〔第 7 版〕80 頁 (2017) などがある。このほか、宇賀克也「沖繩ヘリ墜落事件—情報公開訴訟におけるインカメラ審理」論究ジュリスト 3 号 19 頁 (2012), 笹田栄司「インカメラ審理の憲法適合性について」大石真還暦記念『憲法改革の理念と展開下』69 頁 (信山社, 2012) などもある。
- 44) 片山前掲註 21) 論文 571 頁。
- 45) 同上 578 頁。
- 46) 訴えの利益, 判決の効力などは「司法」ゆえ, 憲法 76 条の保障するところと解してよい。中野貞一郎先生が, 「既判力」について, 「『勝った勝った, この快感は忘れ難い』と上訴されても困る」と講義されていたことを思い出す。
- 47) なお, 片山が, 同前掲註 21) 論文 585 頁において, 国籍法違憲判決=最大判平成 20 年 6 月 4 日民集 62 卷 6 号 1367 頁) を取り上げ, その判断においては「裁判を受ける権利を保障する憲法 32 条の授権規範としての機能」を強調しているが, 最高裁は, 複数の比較において, 母が外国人で生後認知された非嫡出子の取扱いが憲法 14 条に違反し, それらに匹敵する地位や権利を保障すべきだと述べたものであり, 権利を「創造」したものではない。本件評釈などについては, 君塚前掲註 1) 書第 1 章参照。
- 48) 吉川愼一=星野充広「情報技術 (IT) 革命時代の民事裁判実務—大阪地方裁判所第三民事部 C 係における協働体勢の実践報告」判例タイムズ 1029 号 56 頁 (2000) [吉川]。
- 49) 同上 57 頁 [吉川]。
- 50) 同上同頁 [吉川]。なお, 大学関係では, 一太郎から Word への移行が進んだ。Microsoft 社供給のソフトで統一しようという意味もあるが, 当初から Mac ユーザーも多い大学では, 一太郎が Mac では読めないこともネックとなっており, 現在でも文部科学省起点の文書で時々生じる問題である。このことは, 裁判所関係が一太郎で押し切ると, 大学法学部関係での情報受領障害が一部で生じることを意味する。
- 51) この頃は, 「MO を 2 枚準備し」「もう 1 枚は時間を置いて時々コピーする」ことを指摘している時代だったのである。同上 63 頁 [吉川]。
- 52) 同上 62 頁 [吉川]。
- 53) 同上 63 頁 [星野]。書記官であった星野はその後, 簡易裁判所判事。
- 54) 同上 64 頁 [星野]。
- 55) 同上 65-66 頁 [星野]。
- 56) 関戸麦ほか「IT 化による民事裁判の未来像」NBL1119 号 4 頁, 10 頁 (2018)。
- 57) <https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-2.pdf>
- 58) 吉川=星野前掲註 48) 論文 58 頁 [吉川]。
- 59) 例えば, 民事手続研究会「シンポジウム・『e-裁判所』の創造的構想—民事訴訟を中心として」九大法政研究 72 卷 4 号 247 頁 (2006) など。主なテーマは, e-ファイリング, サイバー・コート, テレビ会議であった。
- 60) 杉本純子「民事裁判手続の IT 化」法学教室 460 号 51 頁 (2019)。
- 61) 川嶋四郎「『民事裁判の ICT 化』に向けた実証研究の概説—利用者目線から『民事裁判の ICT 化』の実践的な構想を目指して」同志社法学 70 卷 1 号 79 頁, 87 頁 (2018)。
- 62) 三上威彦「民事訴訟手続の IT 化とその検討課題について」武蔵野法学 12 号 169 頁, 173 頁 (2020)。
- 63) 笠原毅彦「民事裁判の IT 化とその課題」判

- 例タイムズ 1127号1頁, 7頁 (2003).
- 64) 杉本前掲註60) 論文51頁参照.
- 65) 同上52頁参照. また, ここまでの法改正につき, 山本和彦「IT化の意義・具体像と司法書士への期待」市民と法112号65頁 (2018) も参照.
- 66) 川嶋前掲註61) 論文135頁.
- 67) 同上141頁.
- 68) 山本和彦「民事司法のIT化の総論的検討訴訟手続きの一本特集の解題を兼ねて」法律時報91巻6号4頁, 5頁 (2019).
- 69) 西口元ほか「民事訴訟のIT・AI化—日本・中国・韓国・シンガポールの現状」法律のひろば72巻5号22頁 (2019) [西口].
- 70) 斎藤義房「民事裁判手続等IT化の動きと弁護士会に求められていること」自由と正義69巻11号9頁, 10頁 (2018) 参照.
- 71) 福市航介「IT化模擬裁判について」自由と正義69巻11号21頁 (2018) 参照.
- 72) 杉本前掲註60) 論文52頁参照. 日下部真治=平岡敦「内閣官房『IT化検討会』の取りまとめの内容と論点」自由と正義69巻11号13頁 (2018), 杉本純子「民事裁判手続のIT化—現在の議論と今後の課題」市民と法119号44頁, 45頁以下 (2019) なども参照.
- 73) 杉本前掲註60) 論文53-54頁参照.
- 74) 杉山悦子「民事訴訟法の視点—『裁判のIT化を考える』」法学教室475号32頁, 35頁 (2020) 参照.
- 75) 概要は, 『『民事裁判手続等のIT化研究会報告書—民事裁判手続等のIT化の実現に向けて』の概要』NBL1162号11頁 (2020), 大野晃宏「民事裁判手続のIT化をめぐる動向」月報司法書士577号4頁, 5頁以下 (2020) など参照.
- 76) 植松祐二「ついに開始した民事裁判手続のIT化」Business Law Journal13巻9号48頁, 50頁 (2020) 参照.
- 77) 内田義厚「民事訴訟手続のIT化について」比較法学54巻1号134頁, 142頁 (2020), 植松同上51-54頁など参照.
- 78) 平岡敦「民事裁判手続IT化の現状と民事訴訟法改正のゆくえ」ビジネス法務20巻6号108頁, 110頁 (2020) 参照.
- 79) 平岡敦「弁護士から見た裁判手続等のIT化について」月報司法書士577号22頁, 24頁 (2020).
- 80) 杉本前掲註60) 論文56頁.
- 81) 同上57頁.
- 82) 杉山前掲註74) 論文34頁参照.
- 83) 杉本前掲註60) 論文58頁.
- 84) 木佐茂男ほか「テキストブック現代司法」〔第6版〕96-97頁 (日本評論社, 2015) [佐藤鉄男=川嶋四郎].
- 85) 山本前掲註68) 論文7頁以下参照.
- 86) 川嶋四郎『『民事訴訟のIT化』のための基本的視座に関する覚書 (1)』九大法政研究72巻2号299頁, 305頁 (2005) 同旨か.
- 87) 同上316頁.
- 88) 平岡前掲註79) 論文23頁.
- 89) 笠井正俊「e法廷とその理論的課題」法律時報91巻6号16頁, 22頁 (2019).
- 90) 杉山悦子「e提出・e事件管理とその理論的課題」法律時報91巻6号10頁, 11頁 (2019).
- 91) 笠井前掲註89) 論文19頁.
- 92) 同上17頁参照. しかし, 口頭弁論は電話会議では当然できない見込みのようである. 赤松茂「裁判手続のIT化をめぐる司法書士事務所の風景 (10)」市民と法126号94頁, 95頁 (2020).
- 93) 内田義厚「民事執行手続におけるIT化の意義と課題と解決」法律時報91巻6号29頁 (2019) 参照.
- 94) 杉本純子「倒産手続におけるIT化と『5つのe』の実現」法律時報91巻6号36頁 (2019) 参照.
- 95) 垣内秀介「本人訴訟におけるIT化の課題と解決の方向」法律時報91巻6号23頁, 24頁 (2019).
- 96) 川嶋前掲註86) 論文318頁.
- 97) 木佐ほか前掲註84) 書315頁 [木佐].
- 98) 三上前掲註62) 論文197頁.
- 99) 赤松茂「裁判手続のIT化をめぐる司法書士事務所の風景 (1)」市民と法117号119頁, 121頁 (2019).
- 100) 総務省『平成30年版情報通信白書』235頁以下 (2018). 垣内前掲註95) 論文25頁より引用.
- 101) 垣内同上同頁.
- 102) 赤松茂「裁判手続のIT化をめぐる司法書士事務所の風景 (4)」市民と法120号138頁 (2019).
- 103) 内田前掲註77) 論文137頁.
- 104) 垣内前掲註95) 論文27-28頁同旨か.
- 105) 赤松茂「裁判手続のIT化に向けた現行制度の検証と本人訴訟対策」市民と法112号73頁, 78頁 (2018).
- 106) 赤松茂「裁判手続のIT化をめぐる司法書士事務所の風景 (7)」市民と法123号106頁, 107頁 (2020).
- 107) 垣内前掲註95) 論文26頁.
- 108) 赤松前掲註105) 論文79頁.
- 109) 西口ほか前掲註69) 論文23頁 [西口].
- 110) 内田前掲註77) 論文139頁.
- 111) 三上前掲註62) 論文193頁.
- 112) 山本前掲註65) 論文70頁. 山本は弁護士

- 強制を主張している。山本和彦『民事訴訟法の現代的課題』512頁以下（有斐閣，2016）参照。同「民事裁判のIT化とその影響について」月報司法書士560号17頁，22頁（2018）でもほぼ同様の内容を繰り返す。
- 113) 三上前掲註62) 論文194頁。
- 114) 笠原毅彦「国民目線で考える裁判のIT化—簡易裁判所のIT化から」市民と法124号3頁，3-4頁（2020）参照。2018年度の簡易裁判所の新受件数92万2922件のうち，訴訟が38.4%，支払催促が35.7%，調停が3.4%の順である。同論文3頁図。
- 115) 山本前掲註65) 論文71頁。本問題については，湯淺壘道「民事訴訟のIT化とセキュリティ」市民と法112号60頁（2018）なども参照。
- 116) このため，「種々のインシデントが発生した際に，将来行われうる裁判で証拠として使用できるようにするための電磁的記録の収集や分析の技術およびその手順」が大事ということになる。佐々木良一「デジタル・フォレンジック—インシデント時の証拠保全のための技術」情報管理60巻1号1頁（2017）。
- 117) 蔭山克典「裁判手続等のIT化への期待と懸念—IT化によって司法は国民の身近なものとなるか」市民と法112号80頁，82頁（2018）。
- 118) その諸外国の状況については，杉本純子「日本における民事裁判手続のIT化」比較法学53巻2号173頁，175-181頁（2019），渡邊真由「諸外国の裁判手続等のIT化の現状」月報司法書士577号12頁（2020）など参照。
- 119) 山田文「ADRのIT化（ODR）の意義と課題」法律時報91巻6号42頁，43頁（2019）。
- 120) 西口ほか前掲註69) 論文24頁〔西口〕。
- 121) 同上24-25頁〔西口〕。平岡前掲註79) 論文23頁同旨か。
- 122) 実際に，「裁判手続等のIT化検討会」でも，

遠隔裁判を認めれば，極論として日本で裁判所は1カ所で済むことになる旨の委員の発言があったとされ，議事録にも記載があるようである。笠原前掲註114) 論文5頁。

123) 同上同頁同旨。

124) スペインでは，動画の裁判記録のみで判決書すら作成しない，アルコンテというシステムがある。上訴審も「録画を見ればわかる」とされる。笠原毅彦「民事裁判のIT化の基本視点—ドイツのIR化を中心に考える」市民と法119号53頁，57頁（2019）参照。

125) 川嶋前掲註61) 論文88頁同旨。入試も変わろう。

126) 同上154頁。

127) 内田前掲註77) 論文144頁。

〔付 記〕

本稿は，平成30年度—令和4年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)一般「憲法訴訟論の適正手続・身体的自由への発展・展開」（課題番号18K01243）による研究成果の一部である。また，令和2年度・3年度春学期横浜国立大学国際社会科学研究院法律系サバティカル中の成果である。2019年11月2日に「片山智彦先生を偲ぶ会」が福井県立大学で開催され，筆者は追悼の辞の中で松井茂記先生からのお手紙を拝読した。執筆途中の2020年9月20日に，日米法学会シンポジウム「裁判手続のIT化—情報開示と個人情報保護」（リモート開催）に触れ，大いに示唆を受けた。本稿では，原則として敬称は略させて頂いた。

〔きみづか まさおみ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授〕

